

1. 事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんしょざいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ほんち 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわばんごう 電話番号	089-978-5855
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう やまさき たかし 理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

めい しょう 名 称	きずな ほーむず きずなホームズ
しせつしょざいち 施設所在地	えひめけんまつやましごんげんちようこう ほんち 愛媛県松山市権現町甲141番地
していねんがつび 指定年月日	へいせい ねん がつ ひ 平成24年4月1日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	3820102287
じぎょう もくてき 事業の目的 うんえいほうしん と運営方針	<p>きょうどうせいかつえんじょじぎょう (ぐるーぷほーむ) は、ちてきしょう ひと ちいき 共同生活援助事業(グループホーム)は、知的障がいのある人たちが、地域 でふつうの暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、 しゃあわ じんせい まつと もくてき ひと じりつ せいかつ おく 幸せな人生を全うできるように方向付けていく拠点として運営します。</p> <p>ぐるーぷほーむ じゅうぎょうしゃ りようしゃ いしおよ じんかく そんちよう つね りようしゃ グループホームの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者 たちば た しえん おこな ぐるーぷほーむ しえん じっし の立場に立って支援を行います。グループホームにおける支援の実施にあたっ ては、ちいき わす つき じゅうし かんけいしちょうそん た しせつおよ じぎょうしょ ちいき 保健・医療・福祉サービスと連携を図り、ほか、そうごうてき しえん つと 健康・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。</p>
しせつ じゅるい 施設の種類	きょうどうせいかつえんじょじぎょう かいごさーびすほうかつがた 共同生活援助事業(介護サービス包括型)
しゅ たいしやうしゃ 主たる対象者	ちてきしょう しゃ 知的障がい者
てい いん 定 員	26名
かんりしやしめい 管理者氏名	にしやま ゆういち 西山 裕一
さーびすかんりせきにんしや サービス管理責任者	いましゆくまりえ 今宿麻利恵
でんわばんごう 電話番号	089-979-4566
ファックスばんごう FAX番号	089-979-3412
めーる メール	matufuku@poem.ocn.ne.jp
やかんしえん 夜間支援 たい せい 体 制	<p>じかんたいせい 24時間体制</p> <p>いっぽんでんわ 一般電話 089-979-4566</p> <p>けいたいでんわ 携帯電話 090-8282-6424</p>
いりようれんけい 医療連携 たい せい 体 制	<p>けいたいでんわ 携帯電話 090-3788-0268</p>

<small>ひょうかじやうたかじしじようきよう</small> 第三者評価実施状況	<small>じっしじようきよう</small> あり 実施状況；有 <small>じっしねんがっぴ</small> 令和4年11月17日・18日 実施年月日；
	<small>ひようかきかん</small> えひめけんしゃかいふくしきようぎかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 <small>けっか</small> <small>かいじ</small> <small>しゃかいふくしほうじんふくずみかい</small> 結果の開示； 社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) <small>えひめけん</small> <small>ほむ</small> <small>べーじ</small> 愛媛県ホームページ <small>わむ</small> <small>ねつと</small> <small>ほむ</small> <small>べーじ</small> WAMNETホームページ

3. ホームの建物構造と設備等の概要

①つばみホーム（B棟・C棟）

<small>しよざいち</small> 所在地	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲1576-1						
<small>たてものこうぞう</small> 建物構造	てっこつづくり かいだて 鉄骨造2階建						
つばみホーム（B棟 101号）			つばみホーム（C棟 102号）				
TEL	(089) 978-7214			TEL	(089) 978-7217		
ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)		ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	
エルディケイ LDK	1	26.2		ダイニングキッチン D K	1	9.9	
ようしつ 洋室	1	9.9		ようしつ 洋室 (1)	1	10.4	
わしつ 和室	1	9.9		ようしつ 洋室 (2)	1	9.7	
ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数
とイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	とイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
よくしつ 浴室	1	ぼるこにー バルコニー	1	よくしつ 浴室	1	ぼるこにー バルコニー	1

②きぼうホーム（C棟・D棟）

<small>しよざいち</small> 所在地	まつやましかつおかちよう 松山市勝岡町26-6（C棟）		まつやましかつおかちよう 松山市勝岡町26-7（D棟）				
<small>たてものこうぞう</small> 建物構造	てっこつづくり かいだて 鉄骨造2階建						
きぼうホーム（C棟 201号）			きぼうホーム（D棟 201号）				
TEL	(089) 978-1041			TEL	(089) 978-2077		
ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)		ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	
ダイニングキッチン D K	1	10.2		ダイニングキッチン D K	1	10.2	
ようしつ 洋室 (1)	1	10.2		ようしつ 洋室 (1)	1	10.2	
ようしつ 洋室 (2)	1	10.2		ようしつ 洋室 (2)	1	10.2	
わしつ 和室	1	10.2		わしつ 和室	1	10.2	
ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数
とイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	とイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
よくしつ 浴室	1	ぼるこにー バルコニー	1	よくしつ 浴室	1	ぼるこにー バルコニー	1

③まりもホーム

所在地	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲1312-1						
建物構造	てっこつづくり かいだて 鉄骨造2階建						
TEL	(089) 979-0800						
ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)		
ダイニングキッチン D K	1	18.0	かいわしつ 1階和室(1)	1	10.8		
1階和室(2)	1	10.8	かいようしつ 2階洋室(1)	1	10.8		
2階洋室(2)	1	10.8	かいようしつ 2階洋室(3)	1	10.8		
2階洋室(4)	1	10.8					
ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数
トイレ	2	せんめんだつしつ 洗面脱衣室	1	せんたくしつ 洗濯室	1	よくしつ 浴室	1

④みかんホーム (601号 ・ 705号)

所在地	まつやましかやちよう 松山市萱町6-140-2						
建物構造	てっさんこんくりーとづくり かいだて 鉄筋コンクリート造7階建						
みかんホーム (601号)				みかんホーム (705号)			
TEL	(089) 924-0025			TEL	(089) 924-0026		
ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)		
ダイニングキッチン D K	1	13.2	ダイニングキッチン D K	1	13.2		
ようしつ 洋室(1)	1	9.9	わしつ 和室(1)	1	9.9		
ようしつ 洋室(2)	1	9.9	わしつ 和室(2)	1	9.9		
ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数	ホームの設備	しつすう 室数
トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
よくしつ 浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	よくしつ 浴室	1	ばるこにー バルコニー	1

⑤すばるホーム (205号 ・ 302号)

所在地	まつやましくまのだい 松山市久万ノ台1195-5						
建物構造	てっさんこんくりーとづくり かいだて 鉄筋コンクリート造7階建						
すばるホーム (205号)				すばるホーム (302号)			
TEL	(089) 925-3787			TEL	(089) 925-3788		
ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)		
ダイニングキッチン D K	1	13.6	ダイニングキッチン D K	1	13.6		
ようしつ 洋室(1)	1	9.7	ようしつ 洋室(1)	1	9.7		

ようしつ 洋室 (2)	1	9.7	ようしつ 洋室 (2)	1	9.7
ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数
と い れ トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	と い れ トイレ	1
よく しつ 浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	よく しつ 浴室	1

⑥れもんホーム (502号 ・ 503号)

しょざいち 所在地	まつやましろっけんやちよう 松山市六軒家町 3-39					
たてものこうぞう 建物構造	てつきんこんくりーとづくりに 鉄筋コンクリート造6階建					
れもんホーム (502号)			れもんホーム (503号)			
てる TEL			てる TEL			
ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	めんせき 面積 (m ²)	
ダイニングキッチン D K	1	12.6	ダイニングキッチン D K	1	12.6	
ようしつ 洋室 (1)	1	9.7	ようしつ 洋室 (1)	1	9.7	
わしつ 和室 (2)	1	9.7	わしつ 和室 (2)	1	9.7	
ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	ほーむ せつび ホームの設備	しつすう 室数	
と い れ トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	と い れ トイレ	1	
よく しつ 浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	よく しつ 浴室	1	

4. 従業員の配置状況

《 従業員の配置状況 》

- 一 管理者 1名 (常勤1名)
- 二 サービス管理責任者 1名以上 (うち1名以上は常勤)
- 三 生活支援員 3名以上
- 四 世話人 4名以上

5. 主な職種の勤務体制

しよくしゅ 職 種	おもな勤務体制			
かんりしゃ 管理者	8:30~17:30			
サービス管理責任者	8:30~17:30			
しえんいん 支援員	8:30~17:30			
せわにん 世話人	あさ 朝	7:00~9:00	よる 夜	17:00~19:30
	あさ 朝	7:00~9:00	よる 夜	17:30~20:00

6. 提供するサービスの概要と利用料金

《提供するサービスについて》

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 訓練等給付費等から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス〔(1) 以外のサービス〕

① 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 <p><相談窓口> サービス管理責任者・今宿麻利恵</p>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭になる場合があります。 ※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて介助、確認を行います。
整容	<ul style="list-style-type: none"> 個性を尊重しながら適切に支援を行います。
移動	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。
余暇の支援	<ul style="list-style-type: none"> 余暇支援を行うほか、各種イベントを計画します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 常時、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 従業者が利用者の服薬を管理します。与薬マニュアルに基づき、誤りの

	<p>ないよう万全を期します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料が掛かる場合があります) ・バックアップ施設(障害者支援施設いつきの里)の看護師との連携を図り、健康管理に努めます。 ・訪問看護ステーションとの委託契約により、日常の健康管理や24時間の連絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実を図ります。 <p>「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照</p>
--	--

②訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 <p>《食事時間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 <p>朝食 (7:00~8:00) 昼食 (利用事業にて)</p> <p>夕食 (18:00~19:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 <p>朝食 (7:00~8:00) 昼食 (12:00~13:00)</p> <p>夕食 (18:00~19:00)</p> <p>※食事時間はあくまで目安です。</p>
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により特別な食事を提供する事もできます。(要相談)
各種付き添い等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
余暇の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送る事ができるように支援します。
預かり金等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、預かり金等管理サービスをご利用いただけます。

	「 ^{あずかりきんかんりきてい} 預かり金管理規定」については ^{べっしさんしょう} 別紙参照。
^{にっちゅうかつどうしえん} 日中活動支援	・ ^{にっちゅうかつどうさき} 日中活動先との ^{ちようせいなど} 調整等を ^{しえん} 支援します。
^た その他 ^{にちじようせいかつじようひつよう} 日常生活上必要	・ ^{りようしゃ} 利用者の ^{きぼう} 希望により ^{じっし} 実施します。
^{しえん} となる支援	(^{けんこうしんだん} 健康診断・ ^{しかけんしん} 歯科検診・ ^{よぼうせつしゆ} 予防接種・ ^{りびよう} 理美容・ ^{そだい} クリーニング・ ^{しよぶんとう} 粗大ごみ処分等)

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「^{こべつしえんけいかく}個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、^{りようしゃ}利用者の同意をいただきます。尚「^{こべつしえんけいかく}個別支援計画」の写しは^{りようしゃ}利用者に交付いたします。また、必要に応じて^{ずいじ}随時「^{こべつしえんけいかく}個別支援計画」の見直しを行います。

《サービス利用料金》

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) ^{くんれんとうきゆうふひ}訓練等給付費サービス^{ないよう}内容の^{りようきん}料金

別紙のとおり

(2) ^{くんれんとうきゆうふひたいしやうがい}訓練等給付費対象外^{りようきん}サービスの^{りようきん}料金

^{くんれんとうきゆうふひなど}訓練等給付費等の^{きゆうふたいしやう}給付対象とならないため、サービスの^{ていきよう}提供をご^{きぼう}希望される^{ばあい}場合には、^{べっし}別紙の^{きさい}記載に^{したが}従いサービスを^{ていきよう}提供し、^{しよてい}所定の^{りようきん}料金をお^{しはら}支払い頂きます。

なお、この^{しよてい}所定料金は、^{けいざいじやうきやう}経済状況の^{いちじる}著しい^{へんか}変化その他やむを得ない^た事由がある^え場合、^{じゆう}相当な^{ばあい}額に^{そうとう}変更することがあります。その^{ばあい}場合^{へんこう}事前に変更の内容ならびに^{へんこう}変更する^{じゆう}事由について、^{へんこう}変更を行う^{おこな}2カ月前までにご^{かげつまえ}説明^{せつめい}します。

以下については、^{りようきん}料金（^{じつびなど}実費等）をいただきます。

① 【各ホーム共通】

こ 項 目	り 料 金			
	ち う し よ く 朝 食	ち う し よ く 昼 食	ち う し よ く 夕 食	ち う し よ く 夕 食 (^{はんつき} ご飯付)
し よ く じ 一 食 あ た り * ^{まつやまふくしえんはいしよくさ} 松山福祉園 ^{さー} 配食 ^び サービス ^{りよう} 利用 ^{ばあい} の場合	296円	430円	430円	410円
* ^{ヨシケイ} ヨシケイ ^{りよう} 利用 ^{ばあい} の場合	187円	423円	423円	
じ よ う き い が い 上 記 以 外 の 食 事 料 金	じ つ 実 費			

まつやま ふくし えんはいしょく さーびす ほん ていきょう 松山福祉園配食サービス班が提供する ばあいがい べい み そ しょうゆとう りょうきん とくべつ 場合以外の米、味噌、醤油等の料金や特別な しょくじ 食事		
しこうひん ぜいたくひん 嗜好品・贅沢品	じつ び 実 費	
いりょうきかん じゅしん 医療機関の受診	じつ び 実 費	
とくべつ びょういんじゅしんとう かかわ しょけいひ 特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	さんかひ 参加費	じつ び 実 費
	こうつうひ 交通費	
	つきそいひ 付き添い費 30分	じかんない えん (時間内) 600円 じかんがい えん (時間外) 700円
よ かかつどう そうさくかつどう くらぶかつどう りょうこうなど 余暇活動 (創作活動・クラブ活動・旅行等)	じつ び 実 費	
こ い はそんべんしょうだい 故意破損弁償代	じつ び 実 費 かくしゅほけんかにゆうしや ほけんほしょうほんい こ ばあい 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合	
こ ぴー ひよう コピー費用	いちまい 一枚	えん 10円
かくしゅしょうめいしょ はっこう ざいえんしょうめいしょなど 各種証明書の発行 (在園証明書等)	いちぶ 一部	えん 100円
にちじょうせいかつじょうひつよう しよひよう にちようひん 日常生活上必要となる諸費用 (日用品・ よぼうせつしゅなど 予防接種等)		じつ び 実 費
かざい かかわ かさい じしんほけんりよう 家財に係る火災・地震保険料		じつ び 実 費
たいきよ ともな せいそうりようとう 退去に伴う清掃料等		じつ び 実 費

② かくほーむ やちん きょうえきひ こうねつすいひ にちようひんひ しききん *うんえいきていだい8じょうかんけい
各ホーム家賃・共益費・光熱水費・日用品費・敷金 *運営規程第8条関係

あなたのホーム

【つぼみホーム】

こ う む く 項 目	りやう きん 料 金
つぼみホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	えん つき やちん 35,333円/月 (家賃) えん つき やちん ほじよ △10,000円/月 (家賃補助) えん つき しほらいきんがく 25,333円/月 (支払金額)
つぼみホームの建物賃貸契約書に定める共 益費 (町内会費含む) *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	えん 1,726円
つぼみホームの光熱水費 *3か月毎に実費精算する。	えん 16,000円

つぼみホーム共有部分で使用する日用品費	1,100円 *3か月毎に実費精算する。
---------------------	-------------------------

【きぼうホーム】

項目	料金
きぼうホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	18,800円/月(家賃) <u>△10,000円/月</u> (家賃補助) 8,800円/月(支払金額) *家賃補助は対象者のみ
きぼうホームの建物賃貸契約書に定める共益費(町内会費含まない) *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	1,000円 (町内会費は実費)
きぼうホームの光熱水費	9,000円 *3か月毎に実費精算する。
きぼうホーム共有部分で使用する日用品費	700円 *3か月毎に実費精算する。

【まりもホーム】

項目	料金
まりもホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	15,666円/月(家賃) <u>△10,000円/月</u> (家賃補助) 5,666円/月(支払金額) *家賃補助は対象者のみ
まりもホームの共益費(CATV利用料) *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	504円
まりもホームの光熱水費	9,000円 *3か月毎に実費精算する。
まりもホーム共有部分で使用する日用品費	900円 *3か月毎に実費精算する。

【みかんホーム】

項目	料金
----	----

<p>みかんホームの家賃</p> <p>*毎月1日に住んでいる人(入院中含)</p> <p>に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>24,000円/月(家賃)</p> <p><u>△10,000円/月</u>(家賃補助)</p> <p>14,000円/月(支払金額)</p> <p>*家賃補助は対象者のみ</p>
<p>みかんホームの建物賃貸契約書に定める共益費(町内会費含まない)</p> <p>*毎月1日に住んでいる人(入院中含)</p> <p>に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>2,500円</p> <p>(町内会費は実費)</p>
<p>みかんホームの光熱水費</p>	<p>16,000円</p> <p>*3か月毎に実費精算する。</p>
<p>みかんホーム共有部分で使用する日用品費</p>	<p>1,000円</p> <p>*3か月毎に実費精算する。</p>
<p>みかんホーム敷金・礼金</p>	<p>72,000円(敷金)・23,922円(礼金)</p>

【すばるホーム】

項 目	料 金
<p>すばるホームの家賃</p> <p>*毎月1日に住んでいる人(入院中含)</p> <p>に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>33,333円/月(家賃)</p> <p><u>△10,000円/月</u>(家賃補助)</p> <p>23,333円/月(支払金額)</p> <p>*家賃補助は対象者のみ</p>
<p>すばるホームの建物賃貸契約書に定める共益費(町内会費含む)</p> <p>*毎月1日に住んでいる人(入院中含)</p> <p>に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>4,000円</p>
<p>すばるホームの光熱水費</p>	<p>19,000円</p> <p>*3か月毎に実費精算する。</p>
<p>すばるホーム共有部分で使用する日用品費</p>	<p>1,000円</p> <p>*3か月毎に実費精算する。</p>
<p>すばるホーム敷金・礼金</p>	<p>100,000円(敷金)・40,230円(礼金)</p>

【れもんホーム】

項 目	料 金
<p>れもんホームの家賃</p>	<p>25,000円/月(家賃)</p>

<p>＊毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>△10,000円/月（家賃補助） 15,000円/月（支払金額） ＊家賃補助は対象者のみ</p>
<p>れもんホームの建物賃貸契約書に定める共益費（町内会費・警報器費含む） ＊毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。</p>	<p>2,650円</p>
<p>れもんホームの光熱水費</p>	<p>18,000円 ＊3か月毎に実費精算する。</p>
<p>れもんホーム共有部分で使用する日用品費</p>	<p>1,000円 ＊3か月毎に実費精算する。</p>
<p>れもんホーム敷金・礼金</p>	<p>50,000円（敷金）・29,500円（礼金）</p>

- ※1. 食事をキャンセルする場合は、3日前迄に事業所へご連絡下さい。
お申し出のない場合、当日の夕食代（410円：夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は430円）と翌日の朝食代（296円）をいただく場合があります。
- ※2. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※3. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※4. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費における（時間内）とは、8：30～17：30までとなります。それ以外の時間につきましては、（時間外）の費用が適応されます。
- ※5. 各ホームの退去にあたっては、部屋の清掃費用や修繕費用等、実費分を徴収させていただきます。
- ※6. その他、社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- ※7. 各ホームの建物・付属設備等の修繕・保守点検等の負担については、別紙のとおり、各自で修繕等のご負担をいただきます。

※ 8. 家賃・光熱水費・共益費・食材利用費・日用品費については、その月の利用日数にかかわらず定額の請求とさせていただきます。

(3) 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のと

別表 1		
区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する ご本人の収入が80万円以下の方	
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般 1	市町村民税課税世帯 (20歳未満)	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200円

おりの月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記「サービス利用料金」(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求します。利用者負担

金は、当月末日精算の翌々月10日払いです。(金融機関が休みの場合は翌営業日)

支払方法

- ・ご指定の口座からの自動引き落としとしてお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。
- ・領収書を希望される場合は発行致しますのでお申し出下さい。

① 訓練等給付費対象サービス

項目	提供するサービスの内容と利用者をお願いすること
居室	<p>①あなたの部屋には、あなたの好きなものを入れて下さい。</p> <p>②部屋にあるものが壊れたら、世話人に言って下さい。</p> <p>③お金などだいじなものは、大切に保管してください。世話人に預かってほしい人は、世話人に言ってください</p> <p>④あなたの部屋は、自分で掃除してください。掃除機などの使いかたがわからなかったら、世話人に聞いてください。</p> <p>⑤世話人やほかの人は、あなたにだまって、あなたの部屋に入りません。</p>
ホームの仲間	<p>①ホームでいっしょに生活している人と、仲良くして下さい。</p> <p>②もし、いっしょに生活している人から、あなたが嫌なことをされたら、世話人に話して下さい。</p> <p>③世話人がいないときに、いっしょに生活している人がケガをしたり、病気になるったら松山福祉園または緊急時携帯電話へ電話して下さい。</p>
食事	<p>①食事は、「松山福祉園配食サービス班」の配食サービスを利用し、松山福祉園の栄養士が、栄養のバランスやあなたの健康状態に気を使ってつくります。</p> <p>②朝食は、7時30分ごろ食べられるようにします。</p> <p>③夕食は、18時30分ごろ食べられるようにします。</p> <p>④ときどき、外へ食事に出かけることがあります。</p>
入浴	<p>①お風呂は、毎日、自由に入ることができます。</p> <p>②せっけんやシャンプーは、あなたの好きなものを使って下さい。</p> <p>③からだや頭を洗うのを助けてほしいときは、世話人に言って下さい。</p>
洗面・整容	<p>①洗面所ではみがきや顔を洗ってください。また、ひげそりや整髪も行って下さい。</p> <p>②自分でできない人は、世話人が手伝います。必要に応じて支援、確認を行います。</p>
衣服などと洗濯	<p>①あなたが着るものことで、困っていたら世話人に言って下さい。</p> <p>②あなたの着ているものは、汚れてたら洗濯して下さい。</p> <p>③洗濯機の使い方がわからなかったら、世話人に言って下さい。</p> <p>④自分で洗濯できない人は、世話人が手伝います。</p>

	⑤シーツやパジャマ、ねまきは、ときどき洗濯しましょう。
ふとん	①ふとんは、天気の良い日にときどき干すようにしましょう。 ②暑くなったり、寒くなったりしたら、ふとんを取り替えましょう。
就寝	①夜更かしをすることなく、次の日に支障のない時間には、寝るようにしましょう。 ②寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、松山福祉園または緊急時携帯電話へ電話して下さい。
健康管理	①常時、従業員により疾病予防、健康管理に努めます。 ②薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められただけ、飲むようにして下さい。 ③利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料が掛かる場合があります) ④バックアップ施設(障害者支援施設松山福祉園)の看護師との連携を図り、健康管理に努めます。 ⑤「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照
自由時間の過ごし方	①晩ごはんのあとや作業・仕事が終わる日は、あなたの好きなことをして下さい。 ②地域のお祭りや運動会などがあれば、あなたにお知らせします。 ② 地域の行事などの参加のしかたもお知らせします。
外出	①あなたがひとりで出かけることができれば、松山福祉園に行き先を言って出かけて下さい。帰った時も松山福祉園に連絡下さい。また、ホームへ帰るのが遅くなる時は、松山福祉園へ電話して下さい。 ②夜の外出は事故の原因にもなりますので、控えましょう。 ③あなたが外へ出かけてとき、困ったことが起きたら、すぐに松山福祉園へ電話して下さい。
嗜好品など	①新聞・雑誌・本は、あなたが好きなものを自分のお金で買って下さい。 ②酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、たくさん飲まないようにしましょう。また、自分のお金で買って下さい。 ③タバコは火事になるといけないので、世話人が決めたところで吸うようにしましょう。
金銭管理	①あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人や生

	<p>活支援員・サービス管理責任者に言って下さい。あなたに代わって大事に持っておきます。お金があるときになったら言って下さい。</p> <p>②ホームへ払うお金は、決められた日までに払って下さい。</p> <p>③あなたが自分のものを買ったときは、自分のお金で払ってください。</p> <p>④あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。借りたお金は返さなければなりません。</p> <p>⑤自分がどれぐらいお金を使って、どれぐらい残っているかわかるように、「小遣い帳」を書くようにするとよいと思います。世話人、生活支援員がお手伝いします。</p> <p>⑥お金が足りなくなったり、ホームへ支払うお金がなくなったりしたときは、一人で悩まず、世話人、生活支援員、サービス管理責任者に言って下さい。</p>
<p>につちゅうかつどう 日中活動など</p>	<p>①寝坊して遅刻したり、からだの調子が悪くて事業所や会社を休むときは、あなたが自分で事業所や会社に連絡して下さい。</p> <p>②自分で連絡することができなかつたら、世話人に言って下さい。</p> <p>③事業所や会社で、嫌なことがあつたら世話人に話して下さい。</p>
<p>てがみ であんわ 手紙や電話</p>	<p>①あなたに来た手紙は、そのままあなたに渡します。</p> <p>②あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買い物、物の誘いなど）でなければ、あなたに取り次ぎます。</p> <p>③ホームの電話は、あなたが自由に使ってください。</p> <p>④あなたに会いに来た人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。</p>
<p>せんきよ やくしよ 選挙・役所などの てつづ 手続き</p>	<p>①選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたに渡します。</p> <p>②あなたが、自分で選挙に出かけることができれば、行って下さい。</p> <p>③選挙に行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言って下さい。できるかぎりのことをします。</p> <p>④役所や銀行などに自分で行くことができない人は、世話人に言って下さい。</p> <p>⑤あなたが、役所に出す書類を書くことが出来なかつたら、世話人、生活支援員、サービス管理責任者がお手伝いします。</p>
<p>かじ じしん 火事・地震など</p>	<p>①ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで世話人が言うとおりにして下さい。</p> <p>②火事のはきは、煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの</p>

	<p>外へ逃げて下さい。</p> <p>③地震のときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震が終わるのを待ちます。地震が終わってからホームの外へ出ます。</p> <p>④外に出かけているときに地震にであったら、まわりの人にカードを見せて、助けてもらって下さい。そのあとで松山福祉園へ連絡して下さい。</p> <p>⑤ホームでは、役所や地域の消防署などの決まりにしたがって、火事や地震が起きたときにどうするかを決めています。</p> <p>⑥ホームでは、近所の人たちにも火事や地震が起きたとき、助けてもらうようお願いしてあります。</p> <p>⑦災害に備え、ホーム内で年2回の避難訓練を行います。</p>
<p>よ 暇 ・ じ ち かい かつ どう</p> <p>余暇・自治会活動</p>	<p>①松山福祉園の自治会活動（勇気の会）に参加できます。</p> <p>②創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて参加できます。</p>

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので（3）利用者負担の軽減についてをご参照ください。また、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

【各ホーム共通】

項 目	料 金			
<p>し ょ く じ い っ し ょ く</p> <p>食事（一食あたり）</p> <p>ま つ や ま ふ く し えん は い し ょ く さ ー び す り よ う ば あ い</p> <p>*松山福祉園配食サービス利用の場合</p>	<p>ち ょ う し ょ く</p> <p>朝食</p>	<p>ち ゅ う し ょ く</p> <p>昼食</p>	<p>ゆ う し ょ く</p> <p>夕食</p>	<p>ゆ う し ょ く</p> <p>夕食</p> <p>（ご飯付）</p>
	236円	370円	350円	370円
<p>じ ょ う き い が い し ょ く じ り ょ う き ん</p> <p>上記以外の食事料金</p> <p>ま つ や ま ふ く し えん は い し ょ く さ ー び す は ん て い き ょ う</p> <p>松山福祉園配食サービス班が提供する</p> <p>ば あ い が い べ い み そ し ょ う じ ゅ う り ょ う き ん と く べ つ</p> <p>場合以外の米、味噌、醤油等の料金や特別な</p> <p>し ょ く じ</p> <p>食事</p>	<p>じ っ び</p> <p>実 費</p>			

嗜好品・贅沢品	実 費	
医療機関の受診	実 費	
特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	参加費	実 費
	交通費	
	付き添い費 30分	(時間内) 600円 (時間外) 700円
余暇活動 (創作活動・クラブ活動・旅行等)	実 費	
故意破損弁償代	実 費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合	
コピー費用	一枚	10円
各種証明書の発行 (在園証明書等)	一部	100円
日常生活上必要となる諸費用 (日用品・予防接種等)	実 費	
家財に係る火災・地震保険料	実 費	
退去に伴う清掃料等	実 費	

【つぼみホーム】

項 目	料 金
つぼみホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	35,333円/月 (家賃) △10,000円/月 (家賃補助) 25,333円/月 (支払金額)
つぼみホームの建物賃貸契約書に定める共益費 (町内会費含む) *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	1,726円
つぼみホームの光熱水費	16,000円 *3か月毎に実費精算する。
つぼみホーム共有部分で使用する日用品費	1,100円 *3か月毎に実費精算する。

【きぼうホーム】

項 目	料 金
-----	-----

きぼうホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	18,800円/月(家賃) $\triangle 10,000$ 円/月(家賃補助) 8,800円/月(支払金額) *家賃補助は対象者のみ
きぼうホームの建物賃貸契約書に定める共益費(町内会費含まない) *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	1,000円 (町内会費は実費)
きぼうホームの光熱水費	9,000円 *3か月毎に実費精算する。
きぼうホーム共有部分で使用する日用品費	700円 *3か月毎に実費精算する。

【まりもホーム】

項 目	料 金
まりもホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	15,666円/月(家賃) $\triangle 10,000$ 円/月(家賃補助) 5,666円/月(支払金額) *家賃補助は対象者のみ
まりもホームの共益費(CATV利用料) *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	504円
まりもホームの光熱水費	9,000円 *3か月毎に実費精算する。
まりもホーム共有部分で使用する日用品費	900円 *3か月毎に実費精算する。

【みかんホーム】

項 目	料 金
みかんホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人(入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	24,000円/月(家賃) $\triangle 10,000$ 円/月(家賃補助) 14,000円/月(支払金額)

た場合は返金いたしません。	*家賃補助は対象者のみ
みかんホームの建物賃貸契約書に定める共益費（町内会費含まない） *毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	2,500円 （町内会費は実費）
みかんホームの光熱水費	16,000円 *3か月毎に実費精算する。
みかんホーム共有部分で使用する日用品費	1,000円 *3か月毎に実費精算する。
みかんホーム敷金・礼金	72,000円（敷金）・23,922円（礼金）

【すばるホーム】

項 目	料 金
すばるホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	33,333円/月（家賃） <u>△10,000円/月</u> （家賃補助） 23,333円/月（支払金額） *家賃補助は対象者のみ
すばるホームの建物賃貸契約書に定める共益費（町内会費含む） *毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	4,000円
すばるホームの光熱水費	19,000円 *3か月毎に実費精算する。
すばるホーム共有部分で使用する日用品費	1,000円 *3か月毎に実費精算する。
すばるホーム敷金・礼金	100,000円（敷金）・40,230円（礼金）

【れもんホーム】

項 目	料 金
れもんホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人（入院中含）に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	25,000円/月（家賃） <u>△10,000円/月</u> （家賃補助） 15,000円/月（支払金額） *家賃補助は対象者のみ

れもんホームの建物賃貸契約書に定める共 益費（町内会費・警報器費含む） *毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	3,025円
れもんホームの光熱水費 *3か月毎に実費精算する。	18,000円
れもんホーム共有部分で使用する日用品費 *3か月毎に実費精算する。	1,000円
れもんホーム敷金・礼金	50,000円（敷金）・29,500円（礼金）

(3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※ 入所施設利用者（20歳以上）、 グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

注1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

注2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

注3 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

[グループホームの家賃助成について]

グループホーム（重度障害者包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又

は低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者一人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※ 補足給付額 家賃が1万円未満の場合=実費

家賃が1万円以上の場合=1万円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。(金融機関がお休みの場合は翌営業日)

<支払い方法>

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落しでお願いします。
- ・事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

8. 利用に際しての留意事項

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

飲 酒	成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫 煙	成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただけます。
動物の飼育	動物の飼育は他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。また、マンション等の契約により禁止の場合があります。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

9. 協力医療機関等

○ 協力医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内 科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整 形 外 科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯 科	松山市福角町 5 3 8 - 1 0	089-978-7677
山中内科・消化器内科	内 科	松山市内宮町558-1	089-978-7611

○ 受診医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
愛媛大学部附属病院	全 科	東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	全 科	松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	全 科	松山市文京町1	089-924-1111
みなみ松山病院	全 科	松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
愛媛生協病院	全 科	松山市来住町1091-1	089-976-7001
岡本外科	外科・胃腸科	松山市高木町255-1	089-978-2282
十亀皮膚科	皮 膚 科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	耳鼻科・皮膚科	松山市内宮町543-1	089-960-4111

さなだ眼科	がんか 眼 科	まつやましひがしながと 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さかいさんふじんか 酒井産婦人科	さんか ふじんか 産科・婦人科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
光洋 谷 デジタルクリニック	し か 歯 科	まつやましおがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	し か 歯 科	まつやましやないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみやきょうせい し か 二宮 矯正 歯科	きょうせい し か 矯正 歯科	まつやましちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
ほらじゆんかんきか ないか 原循環器科・内科	じゆんかんきか ないか 循環器科・内科	まつやましいわいたに 松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
かわたに せいけい げ か 川谷 整形 外科	せいけい げ か 整形 外科	まつやましつねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック	てんかん がいらい てんかん外来	まつやましにばんちよう 松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
まつやま きねん びやういん 松山 記念 病院	せい しん か 精 神 科	まつやましみさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほすびたる 和ホスピタル	せい しん か 精 神 科	まつやましやなぎはら 松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	しんりょうないか せいしんか 心療内科・精神科	まつやまししのめちよう 松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべひ にょうきか ないか 渡部泌 尿器科 内科	ひ にょうきか ないか 泌 尿器科・内科	まつやましやまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

10. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

①事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	住 所	電話番号
うけつてんとうしや 受付担当者	まつやまふくしえんかかりちよう 松山福祉園係長	いまじゆくまり え 今宿麻利恵	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町 甲141	089-979-4566
だいさんしゃいん 第三者委員	ふくずみかい かんじ 福角会 監事	かわなか くにかず 川中 国和	まつやましほうじようつじ 松山市北条辻637-11	089-993-3104
	ふくずみかいひょうぎいんせんにん 福角会評議員選任・解任委員	よろず きし お 萬 喜志男	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町 甲633-1	089-979-0805
かいけつせきにんしや 解決責任者	まつやまふくしえんちよう 松山福祉園園長	にしやま ゆういち 西山 裕一	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町 甲141	089-979-4566

②行政等の受付機関

機 関	名	住 所	電話番号
えひめ けん	ほけんふくしぶしょうがいふくしか 保健福祉部障害福祉課	まつやましいちばんちよう 松山市一番町 4-4-2	089-941-2111
まつやまし	ふくしすいしんぶじようがいふくしか 福祉推進部障がい福祉課	まつやましにばんちよう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6719
まつやまし	ふくしすいしんぶじようかんさか 福祉推進部指導監査課	まつやましにばんちよう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6079
えひめけんしやかいふくしきょうぎかい 愛媛県社会福祉協議会	うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	まつやましもちだまち 松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は共同生活援助の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、

拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えとともに、虐待防止委員会を設置し従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)	松山市一番町4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)	松山市二番町4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課	松山市二番町4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.1. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	西山 裕一	松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報(利用者または家族の秘密

など) について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(「個人情報同意書」による)に基づき情報提供を致します。

12. カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者およびご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、職員の安全確保と適正なサービス提供のために、状況に応じた対応・是正のお願いをさせていただく場合がございます。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

14. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業員に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

「^{じゅうどか}重度化^{ばあい}した場合^{たいおう}における^{かん}対応^{ししん}に関する指針」

1. ^{きゅうせい}急性期^{いし}における^{いりようきかん}医師^{れんけいたいせい}や^{きょうりょくいりようきかん}医療機関との連携体制

(1) ^{ほーむず}きずなホームズ^{にゆうきよしや}の入居者^{たいちよう}に、^{きゅうへん}体調^{ほっせい}の急変^{ばあい}などが発生^{きょうりょくいりようきかん}した場合には、^{きょうりょくいりようきかん}協力^{ほりえびょういん}医療機関^{やのなにか}(^{やまもとせいけいげか}堀江病院^{しかくりにつく}・^{たいちよう}矢野内科^{すみ}・^{まこと}山本整形外科^{クリニック}・^{まこと}まこと歯科クリニック)の^{たいちよう}対応^{すみ}により、^{すみ}速やか^{てきせつ}に^{しよち}適切な^{おこな}処置^{おこな}を行います。

(2) ^{にゆうきよしや}入居者^{たいちよう}が^{きゅうへん}体調^{にゆういん}の急変^{ともな}などにより、^{いりようしよち}入院^{おこな}を^{ひつよう}伴う^{ひつよう}医療^{ひつよう}処置^{ひつよう}を行う^{ひつよう}ことが^{ひつよう}必要^{ひつよう}と^{ひつよう}される^{ひつよう}状態^{ひつよう}になった^{ひつよう}時は^{ひつよう}速やか^{ひつよう}にご^{ひつよう}家族^{ひつよう}に^{ひつよう}連絡^{ひつよう}し、^{ひつよう}ご^{ひつよう}意向^{ひつよう}を^{ひつよう}伺^{ひつよう}った^{ひつよう}うえ、^{ひつよう}協力^{ひつよう}医療^{ひつよう}機関^{ひつよう}等^{ひつよう}の^{ひつよう}医師^{ひつよう}により^{ひつよう}可能^{ひつよう}と^{ひつよう}判断^{ひつよう}された^{ひつよう}場合^{ひつよう}において、^{ひつよう}きずな^{ひつよう}ホームズ^{ひつよう}に^{ひつよう}居住^{ひつよう}した^{ひつよう}状態^{ひつよう}で^{ひつよう}協力^{ひつよう}医療^{ひつよう}機関^{ひつよう}等^{ひつよう}の^{ひつよう}医師^{ひつよう}、^{ひつよう}または^{ひつよう}看護^{ひつよう}師^{ひつよう}により、^{ひつよう}医療^{ひつよう}処置^{ひつよう}を行います。

ただし、^{きょうりょくいりようきかん}協力^{いし}医療^{いし}機関^{いし}等^{いし}の^{いし}医師^{いし}により^{いし}きずな^{いし}ホームズ^{いし}に^{いし}居住^{いし}した^{いし}状態^{いし}での^{いし}看護^{いし}、^{いし}介護^{いし}が^{いし}困難^{いし}と^{いし}判断^{いし}された^{いし}場合^{いし}、^{いし}または、^{いし}入居^{いし}者^{いし}・^{いし}代理人^{いし}が^{いし}医療^{いし}機関^{いし}への^{いし}入院^{いし}を^{いし}希望^{いし}する^{いし}場合は、^{いし}入院^{いし}設備^{いし}のある^{いし}協力^{いし}医療^{いし}機関^{いし}や^{いし}受診^{いし}医療^{いし}機関^{いし}または、^{いし}入居^{いし}者^{いし}・^{いし}代理人^{いし}の^{いし}希望^{いし}する^{いし}医療^{いし}機関^{いし}や^{いし}救^{いし}急^{いし}搬送^{いし}での^{いし}医療^{いし}機関^{いし}への^{いし}入院^{いし}を^{いし}調整^{いし}します。

2. ^{にゆういんきかんちゆう}入院期間^{にゆういんきかんちゆう}中^{にゆういんきかんちゆう}における^{にゆういんきかんちゆう}グループ^{にゆういんきかんちゆう}ホーム^{にゆういんきかんちゆう}の^{にゆういんきかんちゆう}居住^{にゆういんきかんちゆう}費^{にゆういんきかんちゆう}及^{にゆういんきかんちゆう}び^{にゆういんきかんちゆう}食^{にゆういんきかんちゆう}費^{にゆういんきかんちゆう}等^{にゆういんきかんちゆう}の^{にゆういんきかんちゆう}取^{にゆういんきかんちゆう}扱^{にゆういんきかんちゆう}い

^{にゆういんきかんちゆう}入院^{にゆういんきかんちゆう}期間^{にゆういんきかんちゆう}中^{にゆういんきかんちゆう}の^{にゆういんきかんちゆう}食^{にゆういんきかんちゆう}費^{にゆういんきかんちゆう}は^{にゆういんきかんちゆう}欠^{にゆういんきかんちゆう}食^{にゆういんきかんちゆう}とし、^{にゆういんきかんちゆう}提^{にゆういんきかんちゆう}供^{にゆういんきかんちゆう}分^{にゆういんきかんちゆう}の^{にゆういんきかんちゆう}請^{にゆういんきかんちゆう}求^{にゆういんきかんちゆう}と^{にゆういんきかんちゆう}いた^{にゆういんきかんちゆう}し^{にゆういんきかんちゆう}ます。ただし、^{にゆういんきかんちゆう}家^{にゆういんきかんちゆう}賃^{にゆういんきかんちゆう}・^{にゆういんきかんちゆう}共^{にゆういんきかんちゆう}益^{にゆういんきかんちゆう}費^{にゆういんきかんちゆう}・^{にゆういんきかんちゆう}光^{にゆういんきかんちゆう}熱^{にゆういんきかんちゆう}水^{にゆういんきかんちゆう}費^{にゆういんきかんちゆう}は^{にゆういんきかんちゆう}定^{にゆういんきかんちゆう}額^{にゆういんきかんちゆう}で^{にゆういんきかんちゆう}の^{にゆういんきかんちゆう}請^{にゆういんきかんちゆう}求^{にゆういんきかんちゆう}と^{にゆういんきかんちゆう}いた^{にゆういんきかんちゆう}し^{にゆういんきかんちゆう}ます。

わたし ほんしょめん もと
私は本書面に基^{もと}づいて、これから利用^{りよう}する指定共同生活援助事業^{していきようどうせいかつえんじよじぎよう}の重要^{じゅうよう}な事項^{じこう}について、説明^{せつめい}を行いました。

きずなホームズ

職名^{しよくめい} _____ 氏名^{しめい} _____

わたし ほんしょめん もと
私は、本書面に基^{もと}づいて事業所^{じぎょうしょ}から重要事項^{じゅうようじこう}の説明^{せつめい}を受け、指定共同生活援助事業^{していきようどうせいかつえんじよじぎよう}に関するサービス^{かん}の提供^{ていきようおよ}及び利用^{りよう}の開始^{かいし}に同意^{どうい}しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしや
利用者
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印^{いん}

たちあいじん
立会人
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印^{いん}

りようしや かんけい
利用者との関係 (_____)

(1) 介護給付費サービス内容の料金

①訓練等給付費対象サービス利用料金

A ご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B 報酬単価 (単位: 1 単位 10 円)	171 単位	188 単位	297 単位	372 単位	456 単位	600 単位
C サービス利用料金 (日額)	1,710 円	1,880 円	2,970 円	3,720 円	4,560 円	6,000 円
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,539 円	1,692 円	2,673 円	3,348 円	4,104 円	5,400 円
E サービス利用に係る自己負担額 (C-D)	171 円	188 円	297 円	372 円	456 円	600 円

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業所が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。（応能負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

②特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

【人員配置体制加算(1)】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	区分3以下	区分4以上
	770 円 (77 単位)	830 円 (83 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	693 円	747 円
3. 自己負担額 (1-2)	77 円	83 円

【夜間支援等体制加算(Ⅲ)】常時の連絡体制・防災体制を確保している場合

1. サービス利用料金 (単位) / 日	100 円 (10 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90 円
3. 自己負担額 (1-2)	10 円

【福祉専門職員配置等加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
	100 円 (10 単位)	70 円 (7 単位)	40 円 (4 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90 円	63 円	36 円
3. 自己負担額 (1-2)	10 円	7 円	4 円

【日中支援加算Ⅰ】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	支援対象者1人の場合	支援対象者2人以上の場合
	5,390 円 (539 単位)	2,700 円 (270 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4851 円	2,430 円
3. 自己負担額 (1-2)	539 円	270 円

【日中支援加算Ⅱ】

ご利用者の障害支援区分	区分3以下		区分4以上	
	支援対象者1人	支援対象者2人以上	支援対象者1人	支援対象者2人以上
1. サービス利用料金 (単位) / 日	2,700 円 (270 単位)	1,350 円 (135 単位)	5,390 円 (539 単位)	2,700 円 (270 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,340 円	1,215 円	4,851 円	2,340 円
3. 自己負担額 (1-2)	26 円	135 円	539 円	26 円

【入院時支援特別加算】(月1回を限度)

ご利用者の障害支援区分	入院期間が3日以上7日未満	入院期間が7日以上
1. サービス利用料金 (単位) / 月	5,610 円 (561 単位)	11,220 円 (1,122 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5,049 円	10,098 円
3. 自己負担額 (1-2)	561 円	1,122 円

【長期入院時支援特別加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	1,220円（122単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,098円
3. 自己負担額（1-2）	122円

【帰宅時支援加算】（月1回を限度）

ご利用者の障害支援区分	外泊期間が3日以上7日未満	外泊期間が7日以上
1. サービス利用料金（単位）／月	1,870円（187単位）	3,740円（374単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	3,366円
3. 自己負担額（1-2）	187円	374円

【長期帰宅時支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	400円（40単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	360円
3. 自己負担額（1-2）	40円

【通勤者生活支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	180円（18単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	162円
3. 自己負担額（1-2）	18円

【医療連携体制加算Ⅶ】

1. サービス利用料金（単位）／日	390円（39単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	351円
3. 自己負担額（1-2）	39円

【自立生活支援加算(1)】

1. サービス利用料金（単位）1回／月	10000円（1000単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	9000円
3. 自己負担額（1-2）	1000円

【自立生活支援加算(2)】

1. サービス利用料金（単位）／1回	5000円（500単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4500円
3. 自己負担額（1-2）	500円

【福祉介護職員処遇改善加算】令和8年5月31日まで

福祉介護職員処遇改善加算【I】サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×147/1000
-------------------------------	------------------

【福祉介護職員処遇改善加算】令和8年6月1日以降

福祉介護職員処遇改善加算【I】サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×169/1000
-------------------------------	------------------

※1か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける(四捨五入)

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。